

亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会 議事概要 (第1回会議)

1. 日時

平成26年7月4日 15:00～17:15

2. 場所

亀岡市役所 市民ホール

3. 会議次第

- 1 開会
- 2 協議事項
 - (1) 自己紹介
「地域における高齢者の社会参加について」
 - (2) 正副会長選出
 - (3) 亀岡市いきいき長寿プランの策定について
 - ア 次期計画の策定について 資料1
 - イ 策定のスケジュールについて 資料2
 - ウ 高齢者等実態調査の結果について 資料3
 - (4) 第5期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進状況について
 - ア 平成25年度介護保険事業決算見込みについて 資料4
 - イ 介護予防事業の実施状況について 資料5
 - ウ 高齢者福祉サービスの実施状況について 資料6
 - (5) その他
- 3 閉会

4. 配布資料

- ・資料1 亀岡市いきいき長寿プランの策定について
- ・資料2 亀岡市いきいき長寿プラン策定スケジュール
- ・資料3 高齢者等実態調査の結果について
- ・資料4 第5期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の進捗状況について
- ・資料5 介護予防事業の実施状況について
- ・資料6 高齢者福祉サービスの実施状況について

5. 出席者（敬称略）

- ・松田 美智子【会長】 天理大学
- ・吉中 康子（欠席） 京都学園大学
- ・飯野 茂 【副会長】 亀岡市医師会
- ・天野 浩（欠席） 亀岡市歯科医師会
- ・岩田 庄司 亀岡市薬剤師会
- ・片岡 清志 亀岡市社会福祉協議会
- ・中川 國彦（欠席） 亀岡市民生委員児童委員協議会
- ・有田 勇 公益社団法人亀岡市シルバー人材センター
- ・細川 景子 社会福祉法人利生会
- ・前渊 功 社会福祉法人友愛会
- ・小早川 康子（欠席） 亀岡ボランティア連絡協議会
- ・三好 祐一郎 亀岡市老人クラブ連合会
- ・柳原 和明（欠席） 亀岡市自治会連合会
- ・前田 直美 市民代表
- ・八木 愛子 市民代表
- ・高尾 浩之 京都府南丹広域振興局

<事務局>

- ・亀岡市 健康福祉部 高齢福祉課
- ・亀岡市 健康福祉部 健康増進課
- ・株式会社サーベイリサーチセンター

6. 主な協議内容

（事務局）

【開会】

- ・欠席5名、遅刻有のお知らせ

（健康福祉部保健・長寿担当部長）

【開会あいさつ】

- ・本協議会は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に定める亀岡市いきいき長寿プランの策定、また推進について御協議をお願いするものです。
- ・今期の委員の任期は、平成28年6月30日までの2年間となります。どうぞよろしくお願ひします。
- ・先月、地域医療・介護総合確保推進法が成立しました。高齢者が急増する2025年に向けて、一人一人の高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立した日常生活を営めるよう、

地域で包括的に支える地域包括ケアの仕組み、また体制づくりが急がれています。

- ・この協議会では平成 27 年度から 29 年度までの第 6 期介護保険事業計画の策定について御協議いただくこととなります。
- ・事務局の方からこれまでの進捗状況、また新しいプランの策定などについて順次御説明申し上げます。
- ・今後さらに進んでいく高齢化、また、高齢世帯や高齢の単身世帯の増加に対応するため、持続可能な地域社会づくりに向けて、委員の皆さまの積極的な御協力をいただきたいと思います。

協議事項（１）自己紹介「地域における高齢者の社会参加について」

協議事項（２）正副会長選出

- ・正会長に松田美智子委員、副会長に飯野茂委員を選出

協議事項（３）亀岡市いきいき長寿プランの策定について

ア 次期計画の策定について

資料 1

イ 策定のスケジュールについて

資料 2

ウ 高齢者等実態調査の結果について

資料 3

（事務局資料説明）

（事務局）資料 1～資料 3

【質疑応答】

（委員）

- ・委員会は 5 回予定されていますが、11 月に素案が議会に説明された後は、この協議会のチェック機能はほとんど働かないのではありませんか。
- ・この協議会で第 6 期介護事業計画を協議できるのは 7 月から 10 月の 4 カ月しかないと思われます。

（事務局）

- ・スケジュールはあくまでも予定で、5 回開催することが決まったわけではありません。
- ・11 月の段階では、サービス量や保険料は確定しないので骨子案的な説明になると考えています。

（委員）

- ・過去に療養型病床分の縮小枠が出ましたが、猶予期間を設けており、亀岡市の状況もほぼ変わっていません。今後、亀岡市としては療養型の病床をどのように変えていく予定ですか。

- ・要支援の方々が、地域にすべて丸投げに近い形で任されるという中で、その受け止め方をどのぐらいの動きを持って考えておられるのかお聞きしたいと思います。
- ・第6期計画をどのようなスタンスでみたらいいかおうかがいします。

(事務局)

- ・6月18日に制定された地域医療・介護総合確保推進法では、全国一律の予防給付のうち訪問介護・通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行することにより、市町村が地域の実情に応じ効果的なサービスを提供することとなっています。
- ・平成29年度までに、段階的に、市町村が行う地域支援事業に完全に移行するよういわれていますが、今後、ガイドラインや詳細な運用の部分を見た上で、プランに反映していきたいと思っています。

(委員)

- ・過去から出てきている療養型に対する考え方は、今まで通りですか。

(事務局)

- ・介護療養病床は、当初の26年度終了予定から3年延びて、29年度で終了ということになっています。制度の状況を見ているところです。
- ・亀岡病院は44床を転換して介護療養型老人保健施設になり、シミズも45床転換されました。現在1法人が実施されており、今後の転換方針は未定とのこと。
- ・亀岡市の介護療養病床は78床ありますが、療養病床の減少等もあり、施設サービスは減少傾向にあります。
- ・要介護3以上の方を施設の方に重点化してサービスをするという国の制度内容も踏まえ、今後、亀岡市として高齢者の介護サービスについて、施設サービスはどうあるべきかを含め、6期計画の中で調整して計画を策定していかなければならないと思っています。

(議長)

- ・サービス内容の質が担保されるようなチェックなり、具体的な方策ができるような形で考えていただけたらと思います。

(委員)

- ・前回のパブリックコメントは意見がありませんでしたので、今回は、市民の方に関心を持ってもらえるような形で周知し、パブリックコメントをしていることが皆さんに分かるようにしてほしいと思います。

(事務局)

- ・実施方法については、工夫するよう今後検討していきます。

(議長)

- ・費用負担の公平化について、亀岡市内の低所得者、高所得者がどのぐらいの割合なのか教えてください。
- ・介護保険料について、100パーセントの徴収はできていなくて、普通徴収は88パーセントぐらいで推移していますね。

(事務局)

- ・低所得者の軽減割合については分析できていません。
- ・介護保険料は12段階で設定しています。基準額の6段階未満については、高所得の方に負担していただくという制度になっていますが、非課税の方がどれぐらいになるのか、どういった方が対象となるのかということは、今後、分析していきたいと思っています。

協議事項(4) 第5期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進状況について

- | | |
|-------------------------|-----|
| ア 平成25年度介護保険事業決算見込みについて | 資料4 |
| イ 介護予防事業の実施状況について | 資料5 |
| ウ 高齢者福祉サービスの実施状況について | 資料6 |

(委員)

- ・配食サービスの登録がゼロとなっていますが、需要がまったくないのか、あまり周知されていないのか、その辺が分かりにくいです。
- ・徘徊高齢者の家族介護者安心事業で、貸与人数が6人となっていますが、認知症の方が増えているという報道のわりに貸与人数が少ないように思います。

(事務局)

- ・配食サービスは、民間サービスが経済的に利用できない方のためということで、セーフティーネット的な考えで設置しています。現在のところ申請がありませんので、民間サービスをお使いになっていると考えています。
- ・徘徊高齢者安心事業については、24年度、25年度ともに6人となっていますが、同じ方が利用されているのではありません。

(議長)

- ・配食サービスについてはいつも質問が出ますので、経済的な前提要件が厳しいため申請者がいないということを注釈で入れてはどうでしょうか。
- ・徘徊高齢者安心事業については、民間サービスが非常に充実しているため、そちらを利用している方が多いのではないのでしょうか。

(委員)

- ・在宅の方に比べて施設利用者の給付費は高額となっています。やはりいかに在宅で過ごすかが最大のポイントになるかと思います。
- ・国は、地域で年寄りを見守り、サポートする体制を構築するようになっています。亀岡市が積極的に予算を取ってそれに組み組めば、事業費に対する一定割合の予算をいただける可能性があるのではないのでしょうか。
- ・高齢者が増え、要介護認定者も増える中、給付費もかなり増えることが予想されます。これだけ給付費が増えたから保険料はいくらになりますというのではなく、できるだけ低く抑える方法を模索した方がいいと思います。
- ・給付費を低く抑えるためには、今のままのバランスで膨らませていくのではなく、できれば構成比を変えていくような取り組み方を考えていただきたいと思います。

(事務局)

- ・要支援者のホームヘルプサービスとデイサービスが地域支援事業の方に移行されますが、国が25パーセント、府が12.5パーセント、市が12.5パーセント、40歳以上の被保険者が50パーセントという割合で、地域支援事業で同じ財源で行うことになっています。
- ・ホームヘルプサービス等については、現在、保険給付で行っているホームヘルプサービスよりも安い単価、もしくは同じ金額ということで、給付費も若干抑制されると考えられます。
- ・現在の特養の待機者は121人です。
- ・法改正では、サービスを利用される方、サービスを利用されず保険料を納めている方の費用負担の公平化についてもうたわれており、具体的な要件が示された後、協議願いたいと思っています。

(委員)

- ・現在の風潮として、介護保険料を払っているから使わないと損だ、使って当然という考え方があります。
- ・家族がお年寄りをケアするのが基本だという啓発を、この事業の具体的な推進と共にしていただきたく、市民全体の介護に対する取り組みの意識が変わっていけば大きな推進力になるのかなという気がします。

(議長)

- ・介護保険制度は、家族がみるのが当たり前というのをやめるためにつくられたと思いますので、そういった啓発はいかがかなと思います。

(事務局)

- ・高齢者がますます増えていきますので、行政だけでなく、地域全体で支えるシステムが必要だと思っています。
- ・住み慣れた生活圏域内で長く暮らしていただけるようにと考えています。

(事務局)

- ・介護保険制度について、名前は知っていても内容をよく御存じない方は多いと思います。その方たちにどのように啓発を図っていくかが課題になるのは当然だと思います。

(議長)

- ・介護保険制度の周知が必要だということは、その通りだと思います。

(事務局)

- ・介護保険制度の周知も必要ですし、どのように使うのか、どのように付き合っていくのが大事だと思います。家族で全部を見ろというのでもなく、介護保険に丸投げしろということでもなく、適切な使い方を共に考える。それが地域包括ケアの中に入ってくれば、制度としてもうまくいくのかなと考えています。

協議事項（５）その他

(事務局)

- ・その他としまして、次回会議日程調整をお願いします。
【第2回会議 平成26年8月25日（月）午後2時からに決定】
場所等は別途通知します。

閉会

(飯野副会長)

【閉会あいさつ】

- ・今後、高齢化がますます進み、介護認定を受ける方も確実に増えていくのに、人口は思ったように増えず、税金を納める人がどんどん減っていくという現実があります。
- ・マッサージなど、本当に必要な事業なのか、一度見直すことも必要だと思います。
- ・医者も高齢化していますので、すべての事業をこれまで通りやっていくのは、ここ10年ぐらいで難しくなるだろうと思いますので、その辺も考慮していかなければならないと思います。

(17:15 終了)